



佐賀県公報

平成16年
1月30日
(金曜日)
第 12410号

○ 公 告
次の公印は、平成16年1月4日限りでその登録を抹消しました。
平成16年1月30日

佐賀県知事 古川 康



佐賀県立豊学校委任出納員印

次の公印は、平成16年1月5日をもって登録しました。

平成16年1月30日

佐賀県知事 古川 康

田 次 告 示

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○電線共同溝を整備すべき道路の指定 ○公印の登録抹消 ○大規模小売店舗の新設に関する公示 ○大規模小売店舗の変更に係る意見 ○家畜改良増殖法に基づく平成十四年度臨時種畜検査の実施 ○土地改良区役員の退任届 ○平成十五年度屋外広告物講習会の実施 | <p>(五九・道 路 課) 一</p> <p>(総務学事課) 一</p> <p>(商 工 課) 一</p> <p>(畜 産 課) 三</p> <p>(農 村 計 画 課) 四</p> <p>(あらべべつ推進課) 四</p> |
|---|---|

五



佐賀県立
豊学校
委任出納員印

● 佐賀県告示第五十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条
第一項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項
の規定により次のとおり公示する。

平成十六年一月三十日

佐賀県知事 古川 康

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」といふ。）第5条
第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同
条第3項の規定により関係書類を縦覽に供します。

平成16年1月30日

番地先まで

佐賀県知事 古川 康

康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

三日月久本集合店舗

小城郡三日月町大字樋口1433番 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

有限会社ヨコオ

代表取締役 横尾 典昌

佐賀市若宮一丁目7番40号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) 有限会社ヨコオ

代表取締役 横尾 典昌

佐賀市若宮一丁目7番40号

(イ) 青山商事株式会社

代表取締役 宮前 省三

広島県福山市王子町一丁目3番5号

(ウ) 株式会社ヨダ

代表取締役 舟橋 政男

東京都杉並区成田東四丁目39番8号

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年9月8日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,595平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

屋外駐車場(敷地北側) 38台

" (敷地中央) 48台
" (敷地西側) 7台
合計 93台

イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物(釣具店) 東側 32台
建物(洋服店) 西側 5台
建物(靴店) 東側 8台

合計 45台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設の位置及び面積

二 废棄物等の保管施設の位置及び容量
建物(釣具店) 東側 35平方メートル
建物(洋服店) 北側 35平方メートル
建物(靴店) 北側 35平方メートル
合計 105平方メートル

三 建物(釣具店) 外西側 16立方メートル
建物(洋服店) 外北側 2.8立方メートル
建物(釣具店) 内 1立方メートル
建物(洋服店) 内 1立方メートル
建物(靴店) 内 1立方メートル

合計 21.8立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時(株式会社ヨダについては午前10時)

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後9時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地南側及び東側 3ヵ所	2 届出の内容 大規模小売店舗の所在地の表示
午前9時から午後9時まで	3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
2 届出年月日 平成16年1月7日	ア 市町村名 佐賀市
3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課	イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし
平成16年1月30日から 平成16年5月29日まで	(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし
4 その他	4 意見書の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。	(2) 縦覧期間 平成16年1月30日から 平成16年2月29日まで
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく平成15年度臨時種畜検査を次のとおり実施する。 平成16年1月30日 佐賀県知事 古川 康 1 檢査の対象家畜、期日、時間及び場所は次のとおりとする。
平成16年1月30日 佐賀県知事 古川 康	
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南佐賀ショッピングビル 佐賀市南佐賀一丁目22番1号	

に問い合わせてください。

○ 正誤

平成十五年十一月十四日付け佐賀県公報第一二二三八一号中訂正

頁	箇所	誤	正
4	4 上段 左から十一行目	字西上野五四九一の二	字西上野五四九二の二（次の 図に示す部分に限る。）

（「次のとおり」は、
「次」とお

右から一行目

（「次のとおり」は、
「次」とお

申購
込読
料先

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

発行者 平成十六年一月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株)